

# 岩手県

## グリーン/ブルーボンド・ フレームワーク

令和5年6月



## 1. はじめに

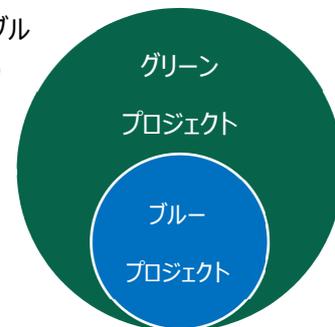
岩手県（以下「本県」という。）は、以下のとおりグリーン/ブルーボンド・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。本フレームワークは、関連する以下の原則・ガイドライン等への適合性にかかるセカンド・パーティ・オピニオンを株式会社日本格付研究所（JCR）より取得しています。

- グリーンボンド原則（GBP）2021（国際資本市場協会（ICMA））
- グリーンボンドガイドライン 2022 年版（環境省）
- Sustainable Blue Economy Finance Principles（国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI））
- Blue Finance Guidelines（国際金融公社（IFC））

表 1. 本フレームワークに基づいて発行する債券について

| 債券の種別         | 内容  |
|---------------|---|
| ● グリーンボンド     | ● グリーン適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券              |
| ● ブルーボンド      | ● ブルー適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券               |
| ● グリーン/ブルーボンド | ● グリーン適格プロジェクト及びブルー適格プロジェクトのみに関連する支出に資金が充当される債券 |

なお、IFC の Blue Finance Guidelines にて定められているように、ブルー適格プロジェクトはその資金使途の適格性においてグリーン適格プロジェクトでもあり、GBP で定められた 4 要素を遵守していることが前提となります。



### (1) 本県の概要

本県は、本州の北東部に位置し、東西約 122 キロメートル、南北約 189 キロメートルと南北に長い楕円の形をしています。その広さは北海道に次ぐ面積であり、日本の面積の 4%を占めています。

本県の内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、西側には秋田県との県境に奥羽山脈があり、これと平行して東部には北上高地が広がっています。そして、この二つの山系の間を北上川が南に流れ、その流域に平野が広がっています。

沿岸部は、宮古市より北では、典型的な隆起海岸で、海食崖や海岸段丘が発達しています。一方、宮古市より南側は北上高地の裾野が沈水してできた、日本における代表的なリアス式海岸で、対照的な景観をみせています。また、その沖合いは世界有数の漁場となっており、優れた漁港・港湾にも恵まれています。

本県の気候は、このような地理的条件によって特徴づけられています。奥羽山脈の山沿い地方は、冬に雪の多い日本海側の気候を、北上高地は高原性、盆地性の気候を示します。また、北上川沿いの平野部は、一般的に冬は寒さがきびしく、夏は暑い内陸性の気候を示します。沿岸部では海洋性の気候を示しますが、宮古市以北では寒流の影響のため一般的に気温が低く、冷害などの気象災害がおこりがちです。

## (2) 本県の環境への取組み

本県では、県の施策推進の方向性を示す最上位の計画として、平成 31（2019）年 3 月に「いわて県民計画（2019～2028）」を策定し、「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、あらゆる主体が本県の将来像などを共有し、自ら取組を進めていくためのビジョンを示しました。

その後、令和 3（2021）年 3 月に、本県の多様で優れた環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、長期的な視点に立って、本県が環境分野で目指す将来像を具体的に示すとともに、そこに至る道筋として、2030 年度までに取り組むべき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めるものとして、「岩手県環境基本計画」の第三次計画を策定しました。

「岩手県環境基本計画」は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第 11 条に定める本県の環境の保全及び創造に関する基本的な計画であるとともに、「いわて県民計画（2019～2028）」推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画としても位置づけられています。本県は、持続可能な地域社会の構築に向けて、自然資本を活用しながら、「環境」、「経済」、「社会」の一体的向上を目指しており、環境と経済の好循環、自然と共生した持続可能な県土づくり、環境にやさしく健康で心豊かな暮らしを実現することにより、環境面から県民の幸福度の向上に寄与していきたいと考えています。

### ○ 環境分野別施策

本県の環境の保全及び創造を実現する基本的施策として、以下の5つの施策分野を掲げる。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 気候変動対策</li><li>2 循環型地域社会の形成</li><li>3 生物多様性の保全・自然との共生</li><li>4 環境リスクの管理</li><li>5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進</li></ol> |
|--|

また、本県は、「岩手県環境基本計画」の「環境分野別施策」の1つである「気候変動対策」を推進するための計画として、令和 3（2021）年 3 月に「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画～いわてゼロカーボン戦略～」を策定、令和 5（2023）年 3 月には同計画を改訂しました。パリ協定の目標達成に貢献する観点から、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策の緩和策と、気候変動により今後予測される被害を回避し軽減する適応策について、総合的かつ一体的に取り組むこととします。

### (3) グリーン/ブルーボンド・フレームワーク策定の目的及び背景

本県の環境基本条例である「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」の前文では、「ここ岩手の地では、緑豊かな奥羽山脈や北上高地、三陸の海などの大自然の恵みを受け、古来より風土に根ざした共生の文化が築かれてきた。しかし、ここにも人間の活動の拡大が、原生的自然の減少や廃棄物の増大など見過ごすことのできない環境問題をもたらしつつある。**環境の恵みは、水、大気、森林等によって構成されている環境が総体として良好に形成されることによって、それぞれの地域で享受されるものであり、環境を守るための地域における行動の積み重ねが地球環境の保全につながるものである。**私たちは、正に人間が環境の中で生かされているものであり、その環境が人間のみならず、すべての生命の母体であることを深く認識し、環境の保全と創造に向かって、地域からの一歩を力強く踏み出さなければならない。」と定められており、また、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」ではその目的として、「この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、**ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境保全上健全な水循環の確保に寄与し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に資することを目的とする。**」（第1条）と定められています。

このように、森・川・海の豊かな自然が存在する本県の環境保全の取り組みでは、森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全することが不可欠であると考えています。

本県はこうした状況を背景に、気候変動の緩和または適応に資するグリーンプロジェクトのみならず、海洋資源・生態系の保全等に資するブループロジェクトをも資金使途に含めたグリーン/ブルーボンド・フレームワークを地方公共団体としては初めて策定しました。

本フレームワークの策定を通じた資金調達により、県内におけるGX（グリーントランスフォーメーション）の推進による地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長を目指す取組を実施するとともに、東日本大震災津波で被災した三陸海岸における海洋と沿岸の保全強化等に資する事業を推進していきたいと考えております。

## 2. 調達資金の用途

本フレームワークに基づく債券は、以下のグリーン適格プロジェクト・ブルー適格プロジェクトに該当するプロジェクトに充当する予定です。なお、グリーン/ブルーボンドを発行する場合は、グリーン適格プロジェクトとブルー適格プロジェクトの両方に資金を充当します。

表 2. グリーン適格プロジェクト

| グリーンボンド原則<br>事業区分      | グリーン適格プロジェクト  | 環境面への便益                        |
|------------------------|---|--------------------------------|
| 再生可能エネルギー              | ■ 太陽光発電関連設備の導入  | ■ CO <sub>2</sub> 排出量の削減       |
| エネルギー効率                | ■ 県有施設における <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高効率空調設備の導入</li> <li>● 高効率照明の導入</li> <li>● その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入</li> </ul> ■ 信号機の LED 化 | ■ エネルギー使用量の削減                  |
| 汚染防止及び抑制               | ■ 県境不法投棄現場環境再生事業<br>■ 大気汚染監視設備整備事業  | ■ 不法投棄現場の復旧・再生<br>■ 良質な大気環境の維持 |
| 生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理 | ■ 国定公園・自然公園等施設整備事業  | ■ 自然環境の保全                      |
| クリーン輸送                 | ■ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入<br>■ 充電設備等の導入   | ■ エネルギー使用量の削減                  |
| 気候変動への適応               | ■ 河川改修事業<br>■ 道路環境改善事業（無電柱化・排水性、透水性舗装への改良）<br>■ 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業   | ■ 水害・土砂災害等の自然災害発生時の被害リスクの軽減    |

表 3. ブルー適格プロジェクト (グリーン適格プロジェクトでもある)

| グリーンボンド原則<br>事業区分      | ブルー適格プロジェクト  | ブループロジェクト<br>としての便益  |
|------------------------|--|--|
| 汚染防止及び抑制               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 流域下水道事業</li> <li>■ 漁業集落における排水施設の整備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適切な汚水処理により河川ひいては海洋の水質を維持</li> <li>■ 生業と居住が近接している漁業集落居住者の生活及び就労環境が改善</li> </ul>  |
| 生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 藻場整備</li> <li>■ 漁場内のガレキ撤去</li> <li>■ 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備</li> <li>■ 水産高校実習船の整備</li> <li>■ 水産技術研究施設の設備整備・修繕</li> <li>■ 林道の開設・改良</li> <li>■ 水源涵養のため、荒廃森林を整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁場における水域環境の改善と生産力の回復による水産資源の増大や、安定供給に貢献</li> <li>■ ガレキの撤去により漁場における生態系維持に寄与</li> <li>■ 高度衛生管理により、水産物の安全性の向上及び安定供給に貢献</li> <li>■ 水産業の将来を担う人材を育成することで、水産資源の持続的な生産や保全に貢献</li> <li>■ 調査研究環境の整備により、水産資源の持続的な生産や保全に向けた各種研究の進展を期待</li> <li>■ 水源となる森林の持続性を保つことにより、栄養分が豊富な水供給の持続性に寄与するとともに、終局的には海洋における水産資源の維持にも寄与（「林道の開設・改良」と「水源涵養のため、荒廃森林を整備」で共通）</li> </ul> |

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| 生物自然資源及び<br>土地利用に係る環<br>境維持型管理<br>気候変動への適応 | ■ 防波堤、護岸等の整備 | ■ 高波から漁船等を防護することにより、持続的な漁業生産及び高波被害の防止に貢献 |
|--|--------------|--|

なお、上記ブルー適格プロジェクトについては、SDGs 6（安全な水とトイレを世界中に）または 14（海の豊かさを守ろう）に貢献していると考えております。

### 3. プロジェクトの評価と選定プロセス

本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金を充当するプロジェクトは、総務部財政課が環境面への便益等が認められる候補プロジェクトを選定し、関係各部局等との協議を経て最終決定します。

また、各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、以下のとおり、潜在的なネガティブな影響を及ぼすリスクに対して対処した上で実施されることを確認しています。

表 4. ネガティブな影響とその対応策

| ネガティブな影響を及ぼすリスク       | 対応している対処法  |
|-----------------------|--|
| 排騒音振動による悪影響           | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体で求められる届出の提出</li> <li>必要に応じた環境アセスメントの手続き</li> <li>地域住民への十分な説明</li> <li>騒音規制法、振動規制法等の遵守</li> <li>低騒音型・低振動型建設機械の使用</li> </ul> |
| 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体で求められる廃棄手順の徹底</li> </ul>   |
| 廃棄物の排出による悪影響          | <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法等の遵守</li> </ul>   |
| 大気汚染による悪影響            | <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガス規制法等の遵守</li> <li>排出ガス対策型建設機械等の使用</li> </ul>  |
| 生態系への悪影響              | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園法、自然環境保全条例等の遵守</li> <li>動植物の生息環境の保全</li> <li>絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施</li> </ul>                   |
| 工事事故の発生               | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全施工措置技術指針に基づいた受注者の工事の徹底</li> </ul>   |

## 4. 調達資金の管理

地方自治法第 208 条（会計年度及びその独立の原則）に基づき、地方公共団体の各会計年度（毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる）における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てる必要があります。従って、本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金は、調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当されます。万一、未充当資金が発生した場合には、他のプロジェクトに充当されるまで、現金または現金同等物で運用します。

本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金の各プロジェクトへの充当については、関係各部局等と連携の上、総務部が担当します。具体的には、事業ごとに事業費や起債充当額等を整理した一覧表を作成し、本フレームワークに基づく債券の発行による調達額が対象プロジェクトの金額を超過しないよう、適切に管理します。

会計年度の終了時には、対象プロジェクトを含む本県の全ての歳入と歳出について、執行結果と決算関係書類が作成され、県の監査委員による審査を受けます。その後、決算関係書類は監査委員の意見を付して県議会に提出され、認定されることとなります。

## 5. レポートニング

本県は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングを、本フレームワークに基づく債券の発行の実施によって調達した資金が全額充当されるまで本県ウェブサイト等にて年次で開示します。なお、本フレームワークに基づく債券の発行によって調達した資金が、適格プロジェクトに全額充当された年度の翌年度までレポートニングを継続する予定です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後にプロジェクトに関する計画の変更等、大きな状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

### (1) 資金充当状況レポートニング

本県は、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- 調達金額
- 各プロジェクトへの充当金額

### (2) インパクト・レポートニング

本県は、各対象プロジェクトの環境改善効果に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において開示する予定です。なお、ブルー適格プロジェクトについては、定量指標のみならず、定性的表現にてプロジェクトの実施により創出が期待できる効果を説明します。

表 5. インパクト・レポート内容（グリーン適格プロジェクト）

| グリーン適格プロジェクト   | レポート項目例  |
|--|--|
| <p>&lt;再生可能エネルギー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽光発電関連設備の導入</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 推定 CO<sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</li> </ul>   |
| <p>&lt;エネルギー効率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県有施設における               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高効率空調設備の導入</li> <li>● 高効率照明の導入</li> <li>● その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入</li> </ul> </li> <li>■ 信号機の LED 化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導入箇所数</li> <li>■ 推定使用電力削減量 (kWh)</li> <li>■ 推定 CO<sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</li> </ul>   |
| <p>&lt;汚染防止及び抑制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県境不法投棄現場環境再生事業</li> <li>■ 大気汚染監視設備整備事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績</li> </ul>  |
| <p>&lt;生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国定公園・自然公園等施設整備事業</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>整備延長 (km)</li> </ul> </li> </ul>                                      |
| <p>&lt;クリーン輸送&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気自動車、プラグインハイブリッド車の購入</li> <li>■ 充電設備等の導入</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 導入件数</li> <li>■ 推定 CO<sub>2</sub> 排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</li> </ul>   |
| <p>&lt;気候変動への適応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川改修事業</li> <li>■ 道路環境改善事業（無電柱化・排水性、透水性舗装への改良）</li> <li>■ 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備事業内容・実績               <ul style="list-style-type: none"> <li>整備箇所数</li> <li>整備延長 (km)</li> <li>整備面積 (ha)</li> <li>受益戸数 (戸)</li> </ul> </li> </ul> |

表 6. インパクト・レポート内容（ブルー適格プロジェクト）

| ブルー適格プロジェクト  | レポート項目例  |
|--|--|
| <b>汚染防止及び抑制</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 流域下水道事業</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水処理量（m<sup>3</sup>）</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁業集落における排水施設の整備</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水処理量（m<sup>3</sup>）</li> <li>■ 老朽化した漁業集落の排水インフラの整備により、漁業従事者の生活・就労環境が改善され、持続的な水産業の発展が期待されます</li> </ul>                  |
| <b>生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 藻場整備</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備箇所数（箇所）</li> <li>■ 藻場の造成により、餌場・産卵場の増加に伴う水産資源の回復や藻場による海中の二酸化炭素の吸収が期待されます</li> </ul>                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁場内のガレキ撤去</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 撤去したガレキの量（t）</li> <li>■ 東日本大震災津波により海底に流出したガレキが台風等の高波で漁場に流入し、漁業操業や養殖事業の支障になっていましたが、それらの撤去により安定的な水産業の継続が期待されます</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 流通拠点漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合</li> <li>■ IF<sup>Ⓘ</sup>HACCP 認証の取得状況</li> </ul>                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水産高校実習船の整備</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 実習船によって実習を行った生徒数</li> <li>■ 水産業の将来を担う人材育成（持続可能な漁法の教育）により、海洋資源の持続的な保全が期待されます</li> </ul>                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水産技術研究施設の設備整備・修繕</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備・修繕箇所数（箇所）</li> <li>■ 気候変動による海洋環境の変化にも対応しうる稚魚に関する研究を実施することで、海洋資源の持続的な保全が期待されます</li> </ul>                             |

|   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 林道の開設・改良</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備延長 (km)</li> <li>■ 林道整備により森林へのアクセスや適切な森林管理が可能となり、水源涵養機能が働き、良質な水資源の安定的な供給が期待されます</li> <li>■ 当該森林から流れる川と、最終的に流れる海域との位置関係</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水源涵養のため、荒廃森林を整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備箇所数 (箇所)</li> <li>■ 森林整備により水源涵養機能が働き、良質な水資源の安定的な供給が期待されます</li> <li>■ 当該森林から流れる川と、最終的に流れる海域との位置関係</li> </ul>                       |
| <p>生物自然資源及び土地利用に係る環境維持型管理、気候変動への適応</p>                              |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防波堤、護岸等の整備</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 整備箇所数 (箇所)</li> <li>■ 防波堤、護岸等の整備により、安定的な水産業の継続が可能となり、漁業関係者の就労環境の向上が期待されます</li> <li>■ 防波堤、護岸等の整備により、荒天時の高波被害の防止が期待されます</li> </ul>    |

## 6. 外部レビュー

本県は、独立した外部機関である株式会社日本格付研究所（JCR）より、本フレームワークと、「1.はじめに」に記載の原則・ガイドライン等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオン取得しています。

以 上